

○総務省令第五十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十三日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

<p>(特定電気通信役務の範囲)</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話(第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。)及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務(国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。)とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(特定電気通信役務の種別)</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>(特定電気通信役務の範囲)</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 加入電話、公衆電話(第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。)及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</p> <p>二 データ伝送役務</p> <p>三 専用役務</p> <p>(特定電気通信役務の種別)</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。</p> <p>一 音声伝送役務</p> <p>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供されるもの</p> <p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>〔四 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十九条の四及び第二十三条の二の改正規定 令和五年十月一日
- 二 第十九条の三の改正規定 令和六年一月一日